

## 総務常任委員会

1 開 議 令和5年12月19日(火) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第95号 大田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

日程第2 議案第96号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第97号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第98号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第99号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

## 総務常任委員会名簿

委員長	高瀬	重嗣	出席
副委員長	大豆生田	春美	出席
委員	菊池	久光	出席
	小野寺	尚武	出席
	藤田	善幸	出席
	齋藤	藤男	出席
	深澤	正夫	出席

当局	経営管理部長	益子	和弘	出席
	総務課長	鈴木	浩行	出席
	税務課長	中木	太	出席

事務局	植田	賢司	出席
-----	----	----	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットのとおりです。

執行部の出席者は、益子経営管理部長、鈴木総務課長、中木税務課長です。

◎議案第95号 大田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第95号 大田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

益子経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第95号 大田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定については、文化振興課を教育委員会から市長部局に移管することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、新たに条例を制定するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 議案第95号 大田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてご説明をいたします。

27ページの議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。令和6年度の組織改編としまして、文化振興課を教育委員会から市長部局へ移管いたします。文化及び文化財の保護に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が職務権限を有しており、市長が当該事務を管理し執行するためには、同法の規定により条例を制定する必要がありますことから、新たに条例を制定するものであります。

文化振興課を市長部局に移管する理由であります。令和3年に策定した大田原市文化財保存活用地域計画に基づきまして、本市の文化財を計画的に保存、整備し、観光をはじめとするまちづくりに効果的に活用するに当たりまして、市長部局の関係各課との連携を強化するためのものです。

また、文化振興課が所管する文化財の保護に関する事務以外のものにつきましても、それぞれ不可分性がありますことから、現在の文化振興課の体制のまま市長部局に移管をいたします。

それでは、条例の内容につきましてご説明をいたします。7ページの議案書へお戻りください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、大田原市教育委員会の職務権限に属す

る事務のうち市長が管理する事務としまして、第1号、文化に関すること、第2号、文化財の保護に関することと規定をいたします。

次に、附則であります、附則第1項は施行期日で、施行日を令和6年4月1日といたします。

附則第2項は、大田原市文化財保護条例の一部改正で、新旧対照表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正をいたします。

条例の本則第1条から第50条までのうち文化財の保護に関する職務権限者を教育委員会から市長に、条例で委任する「教育委員会規則」を「規則」に改めるほか、引用する条項の修正、その他使用する用語の修正を行います。

附則第2項の改正箇所につきましては、28ページに改正概要としてまとめております。

次に、24ページを御覧ください。附則第3項は、大田原市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置であります。

附則第4項は、大田原市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正で、新旧対照表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を、同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

25ページを御覧ください。条例の本則第1条、第3条の改正は、使用する用語の修正です。

第4条、第2項を削ります。

第5条及び第6条の改正は、同施設の職務権限者を教育委員会から市長に変更すること等に伴うものであります。

26ページへ参りまして、第8条の改正は、使用する用語の修正で、第11条の改正も職務権限者の変更に伴うものであります。

附則第4項の改正箇所につきましては、29ページに改正概要としてまとめております。

以上で議案第95号 大田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 市長部局に移管されても、何も今までと変わらないということを以前も説明を受けているのですが、大田原市には文化財がたくさんあるので、そういったことをほかの多くの方に知っていただくという機会を持っていかなければいけないと思っているのですが、今後この移管後に何か考えていらっしゃるイベント的なものというのがありますか。

○委員長（高瀬重嗣） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 直接の部局ではないので、なかなか申し上げられないところがあるのですが、一応今回の改正後、我々が考えておりますのは、今までと文化振興課の内容は全く変わらず、文化財というものを調査して保存していくという事務は変わりませんので、役割としましては、文化部門、文化振興課が歴史を掘り下げる。そして、魅力を見つける。その見つけたものを観光部門、こちらが情報を積極的に発信する。これを今まで以上に連携を取って推進してまいるといふふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 大田原市は、宿泊施設とかというのは、ほかの自治体に比べればほとんどないので、魅力を見つけて、観光を発信していこうという場合に、例えばそういったものをくっつけて、今もバスなんかを使いながら歴史探訪みたいなのを大田原市はやっていますけれども、そういったところに、そういう大田原市をより知っていただくようなコースづくりみたいなものを提案していくとかということはありませんか。

○委員長（高瀬重嗣） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 今の段階では、私のほうからはそれに対する明確な回答はできませんけれども、持ち帰りまして、こういった案があったということ伝えてまいりたいと考えています。

○委員長（高瀬重嗣） 菊池委員。

○委員（菊池久光） では、私のほうから。

まだこれはちょっとどうなのかなと思うのですが、今回の市長部局のほうにということで、フロア的には変わらない、4階のままなのかと思うのですが、今の部長のほうの答弁の中で、4階というのは商工観光課があって、農政課、農林整備課でしたよね。文化振興課という形に並んでいると思うのですが、今後いろんな観光面でもPRをしていきたいという中で、商工観光課のほうと連携を取っていききたいという形だったと思うのですが、そうするとフロアの配置的なもの、今は離れているのですが、それを近くに移動するとか、そういったのも視野に入れて出してあるのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 現時点におきましては同じフロアということと、電話の回線等のいろいろ調査もしてみたのですが、現時点においては同じフロアでありますので、くっつけるということの案は考えてはいないところです。ただし、やはり市長部局が変わったことで、いわゆる担当部長が同じ部長になりますので、これまで以上に会議等は頻繁に行われるものと考えております。

○委員長（高瀬重嗣） 齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 25ページの第3条の3項、以前は「前2号に掲げるもののほか設置目的を達成するために必要な事業」が、「前2号に掲げるもののほか市長が設置目的を達成するために必要と認める事業」というように、市長に裁量権を与えて、市長がもしちょっと変わった方だったら、市長がいろんな裁量権を握っているいろいろな変えられてしまうような、そういったことも考えられるのかなという。そのほかもいろいろ……16ページの第23条とか19ページの第29条、「あるとき」というやつが「ある場合」とか、結構幅を広くしたり、持たせる権限というのですか、解釈によっては結構いろんなことができるようにすることなのですが、それは文化の振興のために必要と思って考えられているのかとか。

僕は、とにかく市長部局にいろんな力が集中して、勝手にいろんなことを決められるということになるのではないかなという気がするのですが、そんなことはないのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） まず、こちらの規定につきましては、これまで教育委員会が権限を有していたものを市長部局へ移行したことによって、「教育委員会」という主語が「市長」に変わったといったことがまず一つの理由でございまして、それが市長の権限が強くなったとかということよりは、この条例で示している主語が「教育委員会」から「市長」に変わった。

これは、いわゆる今回のこの条例を制定することによって、法律に基づいて文化に関すること、文化財の保護に関する、その2点につきましては、これまで教育委員会が所管していたものが、市長部局が所管するということになりましたので、当然これまで同様、教育委員会と連携を図りながら、教育委員会の考え方も尊重しつつ、最終的な判断を下す主語が「教育委員会」から「市長」に変わったといったものでございまして、市長が恣意的に権限を濫用するというものでは決してないということではあると理解しております。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 市長部局に移管するというので、これが主たる条例改正なのでしょうけれども、職員の配置とか何かで、今でも教育委員会とは違った形で、人数的に変わるとか、そういうことも当然出てくるかと思うのですけれども、そうすると新たにできてくる係というのですか、そういったことも念頭に置いているのかどうか、それをちょっとお聞きいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 今回の組織改編におきましては、教育部の文化振興課、こちらには文化振興係、文化財係、文化施設係、学芸企画担当、市史編さん係とそれぞれ担当の係長と係員がございます。こちらの事務が全て今申し上げましたように、教育委員会が所管していたものが市長部局に移管するというので、まずは完全に所管する部局を市長部局に移行したということのものでありますから、係の中、業務の中身をまずは変えるというものではございませんでして、今お話がございましたように、人数を変えるとか、組織を変えるといったところまで現時点では想定はしておりません。

○委員長（高瀬重嗣） 藤田委員、よろしいですか。

深澤委員、よろしいですか。深澤委員、どうぞご発言を。

○委員（深澤正夫） 今齋藤委員が言ったように、（3）ののですか、この中で、市部局へ行ったから、設置目的を達成するために必要な事項というのは、法律上こういう目的、何かを条例上入れなければならないというので、市長の部局に代わったから、市長というふうに入れたのだよね、そうですね。違う。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） そのとおりでございます。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、採決をいたします。

議案第95号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第95号 大田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第96号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第2、議案第96号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第96号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、議案第95号の関連でございまして、文化振興課を市長部局へ移管し、併せて部の名称を「産業振興部」から「産業文化部」へ変更するため、関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 議案第96号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

32ページの議案書補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。先ほど議案第95号でご説明いたしました令和6年度の組織改編としまして、文化振興課を教育委員会から市長部局に移管するとともに、「産業振興部」の名称を「産業文化部」に変更するため、関係部分を改正するものであります。

30ページの議案書を御覧ください。改正内容であります。新旧対照表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を、同表改正後の（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正をいたします。

第2条で定める部の設置のうち「産業振興部」を「産業文化部」に改め、第3条で定める事務分掌のうち産業文化部に第4号として文化に関するものを加えます。

最後に附則であります。この条例は令和6年4月1日から施行するとします。

以上で議案第96号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

齋藤委員。

○委員（齋藤藤男） 産業振興部が産業文化部になったので、産業を振興する、振興というか、市の経済を盛り上げていくという機関は、今度はどこに行くのでしょうか。産業文化部ですか。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） そのとおりです。文化という言葉は入りましたけれども、産業振興に関しましては、これまで同様に産業文化部が担うこととなります。

○委員長（高瀬重嗣） ほかにございせんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願をいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣) 意見がないようですので、採決いたします。

議案第96号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣) 異議なしと認めます。

よって、議案第96号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第97号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長(高瀬重嗣) 次に、日程第3、議案第97号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

益子経営管理部長。

○経営管理部長(益子和弘) 議案第97号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、令和5年の人事院勧告に準じて、市長等及び市議会議員の期末手当支給割合を改定するため、関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(高瀬重嗣) 総務課長。

○総務課長(鈴木浩行) 次に、議案第97号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

37ページの議案書補助資料を御覧ください。議案の内容であります。令和5年人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて市長等及び市議会議員の期末手当支給割合を改定することに伴い、関係する2つの条例を改正するものであります。

38ページの改正の概要を御覧ください。第1条及び第2条は、市長等の期末手当を0.1月分引き上げるものであり、第1条は令和5年12月支給分の割合を、第2条は令和6年度の支給割合を改正するものであります。

第3条及び第4条は、大田原市議会議員の期末手当を0.1月分引き上げるものであり、第3条は令和5年12月支給分の割合を、第4条は令和6年度の支給割合を改正するものであります。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。33ページの議案書を御覧ください。第1条は、市長等の給与に関する条例の一部改正で、新旧対照表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を、同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第4条第2項において、期末手当を0.1月分引き上げ、100分の175に改め、34ページに参りまして、第2条は、同じく市長等の給与に関する条例の一部改正で、第4条第2項において、引上げする期末手当0.1月分を令和6年4月1日以降の6月及び12月の支給に0.05月分ずつ均等に再配分するため、100分の170に改



めるものであります。

第3条は、大田原市議会議員の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第5条第2項において期末手当を0.1月分引き上げ、100分の175に改め、35ページに参りまして、第4条は、同じく大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、引上げする期末手当0.1月分を令和6年4月1日以降の6月及び12月の支給分に0.05月分ずつ均等に再配分するため、100分の170に改めるものであります。

附則第1条第2項につきましては、第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用するものといたします。

附則第2条につきましては、期末手当の内払いに関する規定であります。

この条例は、公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行するものといたします。

以上で市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） よろしいですか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願ひをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、採決いたします。

議案第97号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第97号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第98号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第4、議案第98号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第98号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例の制定については、令和5年の人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて給与の改定等を行うことに伴い、関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣） 総務課長。

○総務課長（鈴木浩行） 次に、議案第98号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

53ページの議案書補助資料を御覧ください。議案の概要であります。令和5年人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて給与改定等を行うことに伴い、関係する3つの条例を改正するものであります。

56ページの改正の概要を御覧ください。第1条は、令和5年12月に支給する正職員及び再任用職員の期末手当、勤勉手当の支給割合を、正職員においてはそれぞれ0.05月分を、再任用職員においてはそれぞれ0.025月分引き上げることと改正するとともに、職員の給与について、令和5年4月1日に遡及し、初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で引上げすることに改正するものであります。

第2条は、令和6年4月1日以降の6月と12月に支給する正職員及び再任用職員の期末手当、勤勉手当の支給割合を改正するものであります。

第3条は、令和5年12月に支給する特定任期付職員の期末手当を0.1月分引き上げることと改正するとともに、特定任期付職員及び任期付職員の給料について、令和5年4月1日に遡及し引上げすることに改正するものであります。

第4条は、令和6年4月1日以降の6月と12月に支給する特定任期付職員の期末手当の支給割合を改正するものであります。

第5条は、会計年度任用職員の給料について、令和5年4月1日に遡及し引上げすることに改正するものであります。

それでは、議案の内容につきましてご説明をいたします。39ページの議案書を御覧ください。第1条は、大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、新旧対照表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を、同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第20条第2項において、正職員の期末手当を0.05月分引き上げるため、100分の125に改め、特定幹部職員にあっては100分の105に改めるものであります。

第20条第3項は、40ページに参りまして、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当を0.025月分引き上げるため、100分の70に改め、特定幹部職員にあっては100分の60に改めるものであります。

第21条第2項第1号においては、正職員の勤勉手当を0.05月分引き上げるため、100分の105に改め、41ページに参りまして、特定幹部職員にあっては100分の125に改め、第21条第2項第2号におきましては、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当を0.025月分引き上げるため、100分の50に改め、特定幹部職員にあっては100分の60に改めるものであります。

別表第1につきましては、行政職給料表の改定でありまして、全ての号給において給料月額を引き上げるものであります。

45ページに参りまして、第2条は、同じく大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第

20条第2項において引き上げとなった正職員の期末手当0.05月分を、令和6年4月1日以降の6月及び12月の支給分に0.025分ずつ均等に再配分するため、100分の122.5に改め、特定幹部職員にあつては100分の102.5に改めるものであります。

第20条第3項において引き上げとなった定年前再任用短時間勤務職員の期末手当0.025月分を、令和6年4月1日以降の6月及び12月の支給分に0.0125月分ずつ均等に再配分するため、100分の68.75に改め、特定幹部職員にあつては100分の58.75に改めるものであります。

46ページに参りまして、第21条第2項第1号において引き上げとなった正職員の勤勉手当0.05月分を、令和6年4月1日以降の6月及び12月の支給分に0.025月分ずつ均等に再配分するため、100分の102.5に改め、特定幹部職員にあつては100分の122.5に改め、第21条第2項第2号におきましては、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当0.025月分を、令和6年4月1日以降の6月及び12月の支給分0.0125月分ずつ均等に再配分するため、100分の48.75に改め、特定幹部職員にあつては100分の58.75に改めるものであります。

第3条は、大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正で、47ページに参りまして、第10条第2項において、特定任期付職員の期末手当を0.1月分引き上げるため、100分の175に改めるものであります。

別第1につきましては特定任期付職員給料表、別表第2につきましては任期付職員給料表の改定でありまして、いずれも引き上げ改定とするものであります。

48ページに参りまして、第4条は、同じく大田原市一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正で、第10条第2項において引き上げとなった特定任期付職員の期末手当0.1月分を、令和6年4月1日以降の6月及び12月の支給分に0.05月分ずつ均等に再配分するため、100分の170に改めるものであります。

第5条は、大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、別表第1は会計年度任用職員の給料表でありまして、全ての号給において給料月額を引上げするものであります。

52ページに参りまして、附則第1条第1項につきましては、この条例は、公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行するものといたします。

附則第1条第2項につきましては、第1条、第3条及び第5条の規定による改正後の規定は、令和5年4月1日から適用し、第1条の規定による改正後の大田原市一般職の職員の給与に関する条例の期末手当及び勤勉手当、第3条の規定による改正後の大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の期末手当の規定は、令和5年12月1日から適用するといたします。

附則第2条につきましては、給与の内払いに関する規定であります。

以上で議案第98号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） もちろん私は賛成なのですが、参考までにお聞きしたいのですが、国家公務員に準じてということがございますけれども、これが例えば認めなかった場合、罰則がやっぱり来るのでしょうか。

- 委員長（高瀬重嗣） 総務課長。
- 総務課長（鈴木浩行） 勧告でございますので、罰則というものはございません。
- 委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。
- 委員（小野寺尚武） 職員は分かりますけれども、再任用とか、そういった職員さんの場合は、やはりそれと同じように、勧告だから、罰則には当たらないということによろしいのでしょうか。
- 委員長（高瀬重嗣） 総務課長。
- 総務課長（鈴木浩行） 罰則は当たらないということになります。
- 委員長（高瀬重嗣） 齋藤委員。
- 委員（齋藤藤男） 僕もこの議案に対しては賛成なのですが、一つちょっと質問がありまして、人事院勧告で国は、大企業に準じてお給料を上げてくるということなのですけれども、給料を上げていって、もし市町村で、どんどんその市町村の税収というか、市町村自体、人口が減少していって、税収が下がってきた。そのときに人事院勧告で、給料が上がっているから上げなさいという勧告が来た場合は、税収が少なくなるではないですか、市の場合ですから、小さくなると。それでもその勧告に従って、給料は従ってずっと続けていくという、そういう流れは……あらがうとか、僕は賛成なのですけれども、そういうことはあるのでしょうか。
- 委員長（高瀬重嗣） 総務課長。
- 総務課長（鈴木浩行） 今回の人事院勧告の概要の中でもご説明はしているところなのですけれども、基本的には国家公務員の労働基本権という中で、人事院勧告に基づいて給与が決定され、またそれを、市町村がそれに準じて改定していくという流れは、これまでも来ていたわけなのですけれども、先ほどご質問があったように、勧告でございますので、それぞれの市の判断において、勧告に従わなかったとしても罰則があるわけではございませんし、もし議員ご指摘のように市税等が急激に悪化する、それが全国的なのか、一市町村のみの問題なのか、それぞれ事情があるかと思いますが、その時々々の判断で、場合によっては、勧告に従わず改定をしないという判断もあると思いますので、必ずイコールではないという理解でおります。
- 委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
意見があればお願いをいたします。  
（「なし」と言う人あり）
- 委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、採決いたします。  
議案第98号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と言う人あり）
- 委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。  
よって、議案第98号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第99号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第5、議案第99号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第99号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部改正により、森林環境税の導入に伴う賦課徴収方法等の規定の追加など、関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 税務課長。

○税務課長（中木 太） 議案第99号 大田原市税条例の一部を改正する条例の改正についてご説明いたします。

説明内容につきましては、69ページを御覧いただきたいと思います。今回の条例改正は、地方税法の一部改正に伴い、大田原市税条例の改正が必要となるもので、改正点は大きく4つございます。

主な改正内容のところにありますように、森林環境税の導入に伴う賦課徴収の方法等についての規定の改正、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、固定資産税わがまち特例（マンションの大規模改修）の減額割合の規定の改正、軽自動車税について環境性能の不正を行った際、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合の変更、この4点でございます。この4点の改正に当たりましては、市のほうの税としまして、市県民税、固定資産税、軽自動車税の一部が改正となります。

それでは、改正の内容につきまして、70ページの税条例改正趣旨に基づきまして説明させていただきます。条番号等というところがございますが、途中、第36条の3の2だけ飛びますので、そこだけご了解いただけたらと思います。

それでは、4つの改正の大きな点を説明させていただきます。1つ目は、令和6年1月1日より森林環境税が課税され、個人の市民税と一緒に課税、徴収されることに伴いまして、第34条の8で森林環境税を追加し、国税である森林環境税と地方税である個人の市民税との関係性を整理した改正を行います。

第38条に飛びまして、第38条で森林環境税の賦課徴収の方法について規定し、第41条で個人の市民税の納税通知書に森林環境税を加えることを規定し、第43条の2で給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に森林環境税を含むことを規定し、第43条の9で普通徴収の繰入れを規定し、第43条の9の2で公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収に森林環境税を含むことを規定し、第43条の9の6で普通徴収税額への繰入れを規定するものでございます。

また戻りまして、2つ目の改正で、第36条の3の2、上から2つ目になります。こちらは、令和7年から給与所得者の扶養親族等の申告書について、前年と同じ、申告内容の変更のない場合は、その異動がない旨を記載すればよいことを規定するものでございます。附則でも説明させていただきますが、これだけ

令和7年1月1日の施行になります。

3つ目は、附則第10条の2で固定資産税について、大規模修繕等が行われたマンションに対する税額措置のわがまち特例の減額割合を3分の1と定める規定でございます。

4つ目が、附則第15条の2と第16条の2で、軽自動車税の環境性能について不正を行った際、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税の不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に改正する改正でございます。

森林環境税とマンションの大規模改修と軽自動車税の改正につきましては、令和6年1月1日からの改正となります。

以上、議案第99号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきました。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 森林環境税ということで、令和7年からということでございますけれども、現在の  
大田原市で森林環境税を行った場合、税収としてどのくらいを今のところ見込んでいるのか、分かる範囲  
で結構ですからお答え願いたい。

○委員長（高瀬重嗣） 税務課長。

○税務課長（中木 太） お答えいたします。

森林環境税につきましては、6年度から始まるということなのですが、今まで住民税の均等割という、  
最低でも5,700円課税されてしまうものなのですが、その中に、震災復興として、市税として500円、県税  
として500円預かっていた時限的なものが、令和5年で廃止になります。令和6年から、これが同額で、国  
税として1,000円を預かるようになりますので、一応市民の所得が変わらなければ同じ額になると、増額も  
減額もないということになります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 説明ですと、令和6年からということで、それから令和7年から始まってとい  
うとありますがけれども、この6年度の1年間から見ても、数字は変化がないと理解してよろしいのか。

○委員長（高瀬重嗣） 税務課長。

○税務課長（中木 太） 5年までは震災復興で1,000円、森林環境税と全く同額のもので課税されてお  
りました。ですので、市民の収入、所得に変更がなければ、同じ1,000円がかかりますので、その点では市民所  
得が変わらなければ同額だという答えをさせていただきたいと思えます。

○委員長（高瀬重嗣） 菊池委員。

○委員（菊池久光） 私のほうからは、固定資産税のほうなのですが、大規模修繕等が行われたマン  
ションに対する税額の減額措置という、わがまち特例なのですが、このマンションというのは区分所有の  
マンションですよ。大田原市で該当する、何件か、城山のほうにあたりとかすると思うのですがけれど  
も、大規模修繕を行わなければ、これは該当しないのだと思うのですが、今現在で該当する、年数  
がたっているような分譲マンションというのがありますか。

○委員長（高瀬重嗣） 税務課長。

○税務課長（中木 太） お答えいたします。

市内に分譲マンション、実際これに該当してくる可能性があるところは1棟だけございます。委員がご推察されているところかと思いますが、そこだけの対応になるかと思えます。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、採決をいたします。

議案第99号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第99号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることにより決しました。

ここで執行部は退席していただいて結構です。

（執行部退席）

#### ◎総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第6、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレットにあります調査事件につきまして、議会閉会中も継続調査をしたい旨、会議規則第109条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものです。

タブレットに掲載いたしましたのは、昨年と同じものでございます。内容に関し、具体的なものを取り上げることもできます。具体的なものがあれば追加をいたしますし、昨年と同じであれば、このまま提出いたしますので、委員の皆様に一読していただき、内容をご確認いただければと思います。

内容確認をしてください。

（内容確認）

○委員長（高瀬重嗣） 内容をご確認いただけましたでしょうか。

それでは、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることにいたします。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣） 以上で当委員会に付託されました案件については審査が終了いたしました。  
これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前10時49分 散会